

保育所におけるソーシャルワーク援助

石田 慎二 前 迫 ゆり 智 原 江 美
中 田 奈 月 高 岡 昌 子 福 田 公 教

Social Work in Child Care Center

Shinji ISHIDA Yuri MAESAKO Emi CHIHARA
Natsuki NAKATA Masako TAKAOKA Kiminori FUKUDA

We must remove women's burden of carrying out both work and child-care or child-care only, develop various environments where they can raise children free from worry, and build a society where they can have a dream and hope for their family and child-care. Therefore in recent years there has been a great emphasis on social work in child care center. The purpose of this paper is to consider the issues of social work in child care center focusing the social network.

Key word: social work, social network, child care center

I. はじめに

子どもや家庭をとりまく環境が変化してくるなかで、地域や社会が子育てを支える「子育ての社会化」が社会的な課題となるとともに、近年、政策レベルにおいても「子育て支援」がしきりに議論されている。

このような状況のなかで、保育所は子育て支援の中核的な役割を期待され、保護者への援助および地域で子育てをしている家庭への援助を行うことが求められてきている。つまり、保育所は、子どもの保育を行う機能だけでなく、地域の子育て環境づくりに向けての拠点となり、保護者や地域へ向けたソーシャルワーク援助を行うことが期待されているのである。

本稿の目的は、保育所におけるソーシャルワーク援助の基盤となる連携のあり方について考察することである。そのプロセスとして、まず保育所におけるソーシャルワーク援助の必要性について近年の政策動向と

関連させて論ずる。次に、保育所におけるソーシャルワーク援助の基盤となる他機関・施設との連携について、「地域の子育て環境づくりに向けての保育者育成に関する調査」¹⁾を手がかりに検討する。最後に、保育所における連携のあり方を中心にソーシャルワーク援助の課題について考察する。

なお、本研究は「地域の子育て環境づくりに向けての保育者養成における可能性と将来展望に関する学際的基礎研究」として、2003年度および2004年度に文部科学省私立大学教育研究高度化推進特別補助「学術研究推進特別経費・共同研究」(研究代表 前迫ゆり)を受けて実施されたことを付記する。

II. 子育て支援に関わる近年の政策動向

1. 子育て家庭に対する保育サービス

保育所における子育て家庭に対する保育サービスと

表1 新エンゼルプランによる数値目標（保育サービス等子育て支援サービス関係部分）

事項	1999年度	2004年度
①低年齢児（0～2歳）の保育所受入れの拡大	58万人	68万人
②多様な需要に応える保育サービスの推進		
・延長保育の推進	7,000か所	10,000か所
・休日保育の推進	100か所	300か所
・乳幼児健康支援一時預かりの推進	450か所	500市町村
・多機能型保育所等の整備	1995～1999年度の5か年で 1,600か所	2004年度までに 2,000か所
③在宅児も含めた子育て支援の推進		
・地域子育て支援センターの整備	1,500か所	3,000か所
・一時保育の推進	1,500か所	3,000か所
・ファミリー・サポート・センターの整備	62か所	180か所
④放課後児童クラブの推進	9,000か所	11,500か所

出所) 社会保障入門編集委員会編『社会保障入門（平成16年版）』中央法規出版、2004年、66頁より作成。

しては、地域子育て支援センター事業や一時保育事業、保育所地域活動事業などが挙げられる。保育所以外で実施されているものとしては、家庭的保育事業、ファミリーサポートセンター事業、つどいの広場事業、幼稚園における預かり保育などが挙げられる。

このように子育て家庭に対する保育サービスは多岐にわたっているが、新エンゼルプランでは整備する数値目標を定め、各施策の推進を図っている。保育サービス等子育て支援サービスについては、①低年齢児の受け入れ枠の拡大、②多様な需要に応える保育サービスの推進、③在宅児も含めた子育て支援の推進、④放課後児童クラブの推進、の4項目について2004年度までに整備する数値目標が定められている（表1）。

2. 保育士資格の法定化

2001年に児童福祉法の改正が行われ、従来任用資格であった保育士資格を名称独占の資格として児童福祉法に位置づけるとともに、保育士の信用失墜行為の禁止や秘密保持義務が規定された。

保育士については、児童福祉法第18条の4に「登録を受け、保育士の名称を用いて、専門知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と定義された。

つまり、「児童の保育」と併せて「児童の保護者に対する保育に関する指導」が保育士の業務として規定され、親に対する保育士の援助が明確に位置づけられた。とりわけ、「保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」（児童福祉法第48条の2第2項）こととされ、保護者や地域住民を対象とした乳幼児の相談や子育て支援の担い手として期待されるようになった。

このような状況のなかで、保育士養成課程の見直しも行われ、乳幼児の相談や子育て支援を担うために「家族援助論」の新設、「社会福祉援助技術（演習）」の教授内容の明確化などが図られ、2002年度入学生から適用されている。

さらに、2003年2月には「全国保育士会倫理綱領」が採択された。この倫理綱領は、前文と8か条からなり、前文では「私たちは、子どもの育ちを支えます」「私たちは、保護者の子育てを支えます」「私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります」と謳っている。さらに「地域の子育て支援」の項目では、「私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子ども

を育てる環境づくりに努めます」と謳っている。

3. 子育て支援事業

「我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備する等の措置を講ずることにより、地域における子育て支援の強化を図る」ことを目的として、2003年に児童福祉法の改正が行われた。

この改正では、市町村における子育て支援事業が児童福祉法に位置づけられ、市町村に対して必要な措置を講ずる努力義務が課された。つまり、すべての家庭に対する子育て支援を市町村の責務として位置づけ、子育て支援を積極的に実施していく体制の整備が図られたのである。

子育て支援事業の具体的な内容としては、①保護者からの相談に応じ、情報の提供および助言を行う事業（地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業など）、②保育所等において児童の養育を支援する事業（放課後健全育成事業、一時保育事業など）、③居宅において児童の養育を支援する事業（出産後等の保育士等派遣事業）が挙げられている。

さらに、市町村における子育て支援事業のあっせん等の実施も規定された。これにより、市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うとともに、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあっせん・調整等を行うこととなった。

4. 次世代育成支援

2003年8月に厚生労働省の「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会」は、子どもや子育て家庭に対する支援等の今後の方向性を示した「社会連帯による次世代育成支援に向けて」をとりまとめた。

この報告書は、子育て支援施策の基本的方向として、①普遍化・多様化、②総合化・効率化、③家庭と地域の「子育て力」、④出生から青少年まで年齢に応じたきめ細やかな施策、⑤専門性の確保の5つを掲

げ、今後の方向について検討している。図1は、子育て支援施策の今後の方向を示したものであるが、保育所における子育て支援としては、「保育所の子育ての専門性を活かす観点から、保育所が地域の子育てを支え、助ける存在として地域に開かれたものとなるとともに、家庭の子育て力の低下を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮していくことが必要」と示されている。

Ⅲ. 子育て支援とソーシャルワーク援助

1. 保育所におけるソーシャルワーク援助の必要性

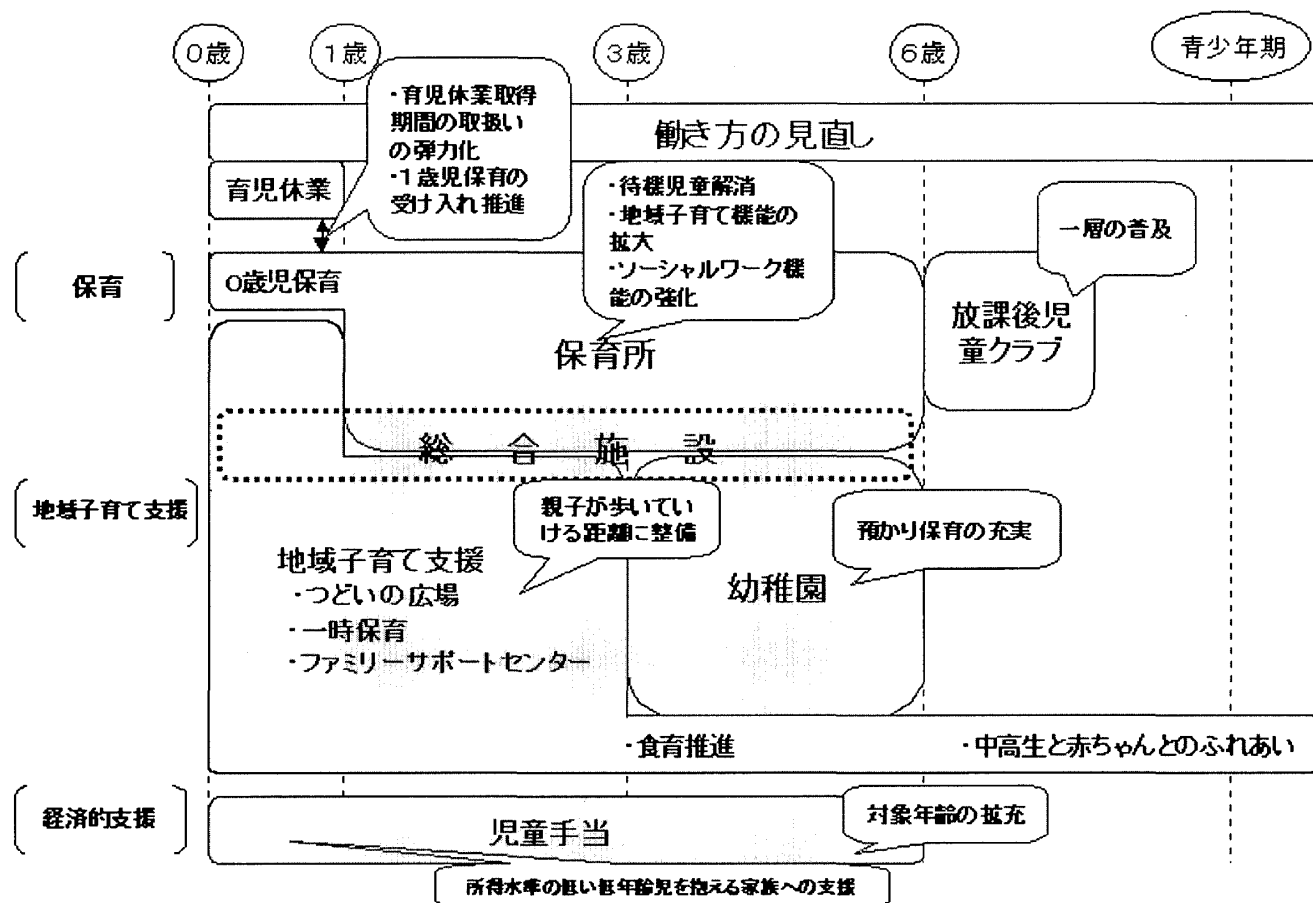
保育所において求められている子育て支援には、就労と子育ての両立支援と地域子育て支援の2つの側面がある。

第1の就労と子育ての両立支援とは、子育てをしなから働き続けることのできる環境を整備することである。これは、従来の保育所が果たしてきた機能であり、今後も子どもに対する保育の質を向上するとともに、多様な保育サービスを充実させることによってその保護者を支援していくことが求められる。

第2の地域子育て支援とは、在宅で子育てをしている家庭に対する支援であり、従来は「保育に欠けない」とされ、保育所を中心とした保育サービスが充分に対応してこなかったものである。しかしながら、3歳未満児の8割以上が在宅子育て家庭であり、有職女性よりも専業主婦のほうが子育てに対して不安を感じているという実態を鑑みると（山縣：2004：153-154）、保育所における地域子育て支援を積極的に展開していくことがより一層求められる。近年、この第2の側面がとくに子育て支援として注目されており、前述の子育て支援施策の動向でみたように、保育所は子どもに対する保育の質を向上していくとともに、その保護者を含めて地域で子育てをしている家庭を支え、地域に開かれた施設になっていくことが求められている。

このような子育て支援を保育所において展開していくためには、従来の子どもに対する保育の機能に加え、保護者や地域の子育て家庭に対する相談援助、子育てに関する情報提供、地域のネットワークの形成などソーシャルワーク援助の機能を発揮していくことが

図1 子育て支援施策の今後の方向



出所) <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/030807-1.html>

厚生労働省次世代育成支援施策の在り方に関する研究会「社会連帯による次世代育成支援に向けて」2003年8月。

必要となる。

2. 子育て支援に対する保育所の意識

保育所は、地域子育て支援を展開していくためにソーシャルワーク援助の機能を発揮していくことが求められているが、保育所を運営する側が子育て支援やよりよい子育て環境づくりのためにどのような方向をめざしていくかは、今後のソーシャルワーク援助のあり方を考えるうえで重要である。

そこで、保育所側がよりよい子育て環境をつくるためにどのような方向をめざしているかについて、児童健全育成財団による健全育成の5項目（子どもの身体

の健康増進をはかる、子どもの心の健康増進をはかる、子どもの知的な適応能力を高める、子どもの社会的適応能力を高める、子どもの情操を豊かにする）、子育て家庭の支援に関する3項目（子どもを虐待等から保護する、在宅子育て層への支援をする、親の仕事と育児の両立を支援する）、地域に開かれた施設に関する項目（地域福祉の拠点としての役割を果たす）の9項目を取りあげて尋ねた。回答は、よりよい子育て環境をつくるためにめざしている方向を複数回答で求めた。このうち、選択されたもの、すなわち保育所がめざす方向として多い順に並べたものが表2である。

この結果をみると、「子どもの身体

保育所におけるソーシャルワーク援助

表2 保育所がめざす方向性

項目	%
子どもの身体の健康増進をはかる	89.0
子どもの心の健康増進をはかる	86.8
子どもの情操を豊かにする	86.8
親の仕事と育児の両立を支援する	86.8
子どもの社会的適応能力を高める	74.7
子どもを虐待等から保護する	52.7
地域福祉の拠点としての役割を果たす	51.6
子どもの知的な適応能力を高める	49.5
在宅子育て層への支援をする	42.9

出所) 奈良佐保短期大学地域の子育て環境づくり研究プロジェクト「地域の子育て環境づくりに向けての保育者養成に関する調査」結果より作成。

上と高い割合を占めており、子どもに対する保育について重要視していることがわかる。

子育て支援に関しては、「親の仕事と育児の両立を支援する」が86.8%と高い割合を占めている一方で、「子どもを虐待等から保護する」、「地域福祉の拠点としての役割を果たす」、「在宅子育て層への支援をする」の項目についてはいずれも50%前後に留まっている。つまり、保育所における子育て支援の第1の側面である就労と子育ての両立支援については保育所の意識が高いが、第2の側面である地域子育て支援については各保育所の意識が必ずしも高くないということである。

IV. ソーシャルワーク援助と連携

1. 保育所におけるソーシャルワーク援助と連携

保育所においてはソーシャルワーク援助の機能を発揮していくことが期待されており、保育士は子どもの保育に関する知識・技能を身につけるだけでなく、ソーシャルワークに関する知識・技能を身につけることが求められている。さらに、保育所においてソーシャルワーク援助が円滑に実施されるためには、地域にある機関・施設・団体等とのネットワークが必要不可欠である。

保護者や地域の子育て家庭による相談は、一度の電話や面接で解決し終了するものも多くあるが、なかには複雑な背景がある相談や児童虐待に関わる相談など

保育所のみでは対応できない問題が持ち込まれることもある。そのような場合、他機関・施設・団体等を紹介するなどの連携を図り援助を行っていかねばならない。

このような連携を図る機関・施設・団体には、児童相談所や福祉事務所などのフォーマルな社会資源と、子ども会や育児サークルなどのインフォーマルな社会資源の2つがある。これら多様な社会資源を組み合わせることにより、多様化・複雑化してきている子育て家庭の個々のニーズに対応していくことになる。一般的にフォーマルな社会資源は専門性が高く、安定したサービスの提供が可能であるが、柔軟な対応に欠けるという特徴があり、インフォーマルな社会資源は逆に柔軟な対応が可能であるが、専門性が低く、安定したサービス提供に難があるという特徴がみられる。したがって、それぞれの社会資源の特徴を考慮して最適な組み合わせを調整していくことが必要である。

さらに保育所は、フォーマルな社会資源やインフォーマルな社会資源と連携を図ることで子育て支援のネットワークの中核となり、地域の子育て環境づくりに努めていくことが求められる。

2. 他機関・施設との連携に対する保育所の意識

保育所は様々な機関と連携を図り、ソーシャルワーク援助の機能を発揮していくことが期待されているが、保育所を運営する側がどのような機関と連携を

表3 他機関・施設との連携に対する保育所の意識

機関	必要ない	どちらかといえば 必要ない	どちらともいえない	どちらかといえば 必要	必要	合計
保健所・保健センター	1 1.3	0 0.0	6 7.6	20 25.3	52 65.8	79 100.0
福祉事務所 (家庭児童相談室)	1 1.3	0 0.0	9 11.8	17 22.4	49 64.5	76 100.0
児童相談所	3 3.8	0 0.0	9 11.4	17 21.5	50 63.3	79 100.0
医療機関	3 3.9	0 0.0	3 3.9	22 28.9	48 63.2	76 100.0
地域にある別の保育所	2 2.6	2 2.6	9 11.8	21 27.6	42 55.3	76 100.0
小学校	3 4.0	3 4.0	10 13.3	18 24.0	41 54.7	75 100.0
警察	5 7.1	2 2.9	17 24.3	15 21.4	31 44.3	70 100.0
民生委員・児童委員	1 1.3	3 3.9	13 16.9	27 35.1	33 42.9	77 100.0
幼稚園	2 3.0	5 7.6	17 25.8	17 25.8	25 37.9	66 100.0
社会福祉協議会	7 10.6	3 4.5	18 27.3	14 21.2	24 36.4	66 100.0
育児サークル	5 7.0	2 2.8	23 32.4	18 25.4	23 32.4	71 100.0
中学校・高等学校	10 15.4	7 10.8	17 26.2	13 20.0	18 27.7	65 100.0
町内会・自治会	6 8.5	5 7.0	18 25.4	23 32.4	19 26.8	71 100.0
老人クラブ	3 4.4	4 5.9	20 29.4	25 36.8	16 23.5	68 100.0
図書館	7 11.1	4 6.3	29 46.0	13 20.6	10 15.9	63 100.0
保育士養成校	8 13.1	9 14.8	25 41.0	10 16.4	9 14.8	61 100.0
子ども会	9 14.1	10 15.6	28 43.8	9 14.1	8 12.5	64 100.0
婦人会	11 17.2	9 14.1	27 42.2	9 14.1	8 12.5	64 100.0
小学校PTA	9 13.6	12 18.2	29 43.9	9 13.6	7 10.6	66 100.0

出所) 奈良佐保短期大学地域の子育て環境づくり研究プロジェクト「地域の子育て環境づくりに向けての保育者養成に関する調査」結果より作成。

図っていくことを重要視しているのかは、今後のソーシャルワーク援助のあり方を考えるうえで重要である。

そこで、保育所側がどのような機関・施設と連携を図っていくことが必要であると考えているかについて、19の機関・施設を取りあげて尋ねた。回答は、「必要でない」、「どちらかといえば必要でない」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば必要」、「必要」の5段階で求めた。このうち「必要」というもの、すなわち連携に対して最も積極的な態度を示すものが多い順に並べたものが表3である。

この結果をみると、保育所における他機関との連携に関しては、「保健所・保健センター」、「福祉事務所（家庭児童相談室）」、「児童相談所」、「医療機関」、「他の保育所」、「小学校」などのフォーマルな社会資源について連携の必要性が高くなっている。インフォーマルな社会資源については、フォーマルな社会資源と比較して相対的に必要性が低くなっている。近年の社会状況を反映してか「警察」との連携の必要性が比較的高くなっている。

3. 保育所における連携のあり方

地域の機関や団体との連携について自由記述で尋ねたところ、56園（60.9%）から回答が得られた。保育所における連携については多くの保育所で必要と考えており、「保育をよりよい環境の下に行い、子どもたちの健やかな成長を願う意味で、各種団体と連携を持つことは欠くことの出来ないものである」、「地域の子育て環境が壊されてきている今、いろいろな人がそれぞれの立場で、また専門性を生かした関わりをしていけるよう、お互いに連携をとっていく事はとても大切な事」といった意見が挙げられた。

その一方で、保育所における連携の課題や今後のあり方に対する意見が挙げられた。これらを大きく分類すると、①連携の困難さ、②市町村との関係、③地域への啓発、④地域の人々の協力、の4点が抽出された。以下、それぞれについて検討する。

(1) 連携の困難さ

連携の困難さについては、「当園では保育内容の充

実をめざしているところで、まだまだ必要な所との関わりを持つところまで余裕がないのが現状である」、「連携の持ち方について難しさを感じる」、「子育て支援センターというような中心となる施設がないため、子どもに関係するほとんどの施設において独自に子育て支援を様々な形で行っています。ですから、連携が出来ていない現状の方が多いのでは」、「本園ではネットワークを作り、問題が起こった時の連携体制はとれているものの、日常的な事ではなかなか連絡を取り合っていないのが実態である」などの意見が挙げられた。

このことから各保育所において連携の必要性が高まっている一方で、実際に連携を図っていくうえで、子どもに対する保育内容の充実とのバランスや連携の方法において困難を感じていることがうかがえる。

(2) 市町村との関係

市町村との関係については、「児童福祉課の長とも連携をとり、必要に応じて利用できる体制はとっておく」、「現在まで大きな問題はなかったのですが、市福祉部保育課とは密接に連絡を取り合って指導をいただいています」といった市町村の担当部局との連携を重要視する意見が挙げられている。その一方で、「上層部のほうでは文科省に属する幼稚園のほうに力が入っているように思われます」、「保育所という施設の設置においても軽視されているように思われてなりません」、「係の部課長とも意見が合わず、本当の子育て支援が判っていない」といった指摘もあり、市町村の担当部局・担当者のあり方が保育所における連携のあり方にも影響を与えていることがうかがえる。

(3) 地域への啓発

地域への啓発については、「地域の中で育つという観点に立って、できるだけいろいろな人とかかわりがもてるよう、また、保育所の事もできるだけいろいろな人に知ってもらえるようにすべき」、「子育ての重要性をもっともっと理解してもらえるような働きかけは重要」などの意見が挙げられた。このことから連携を図っていくために保育所の活動や子育て支援の重要性を地域住民に向けて啓発する必要性を感じていること

がうかがえる。

(4) 地域の人々の協力

地域の人々の協力については、「地域の中にある保育園であり、地域の方の協力も大きいものがあります」、「地域の方も巻き込んだ子育て」、「地域の方との交流も行っていきます」、「団体でなくても個人で協力して頂ける人がいれば少しでも手助けして頂いてもらうようにしている」というように地域の機関や団体との連携だけでなく、地域の人々と連携を図っていく意見が挙げられた。

V. 保育所におけるソーシャルワーク援助の課題

これまで保育所におけるソーシャルワーク援助について、地域子育て支援および地域にある機関・施設・団体等との連携という視点から検討してきたが、ここから保育所におけるソーシャルワーク援助の課題について考察すると、以下の3点が課題として浮かび上がってくる。

第1は、子育て支援に対する意識を高めていくことである。調査から、保育所における子育て支援の第1の側面である就労と子育ての両立支援については、保育所の意識は比較的高いという結果が得られたが、第2の側面である地域子育て支援については、めざしていく方向として意識している保育所は50%前後に留まり、各保育所の意識が必ずしも高くないという結果であった。したがって、今後保育所は、保育所を利用している子どもおよびその保護者に対する援助だけでなく、在宅子育て層への支援など地域で子育てをしている家庭を支えるという意識を高めていくことが必要である。

また、市町村の担当部局・担当者のあり方が保育所における連携のあり方にも影響を与えていると考えられることから、市町村の担当部局・担当者が子育て支援に対する意識を高めていくことも求められる。

さらに、保育所以外の関係機関、地域住民の子育て支援に対する意識を高めていくために、保育所は地域福祉の拠点として啓発活動を行っていくなどの役割を果たしていくことが求められる。

第2は、インフォーマルな社会資源との連携の強化

である。調査から、フォーマルな社会資源についての連携の意識は比較的高いという結果が得られたが、インフォーマルな社会資源については相対的に必要性が低いという結果であった。しかしながら、子育て支援を推進していくためには、それぞれの社会資源の特徴を考慮して最適な組み合わせを調整していくことが必要である。したがって、今後保育所は、インフォーマルな社会資源との連携に対する意識を高め、それぞれの社会資源と連携を図ることで子育て支援のネットワークの中核となり、地域の子育て環境づくりに努めていくことが求められる。

第3は、ソーシャルワークに関する知識・技術の向上である。調査結果から、各保育所において連携に対する意識が高まっている一方で、実際に連携を図っていくには困難を感じるという結果が得られた。したがって、連携に対する意識を高めていくだけでは不十分であり、連携を推進していくための方法、すなわちソーシャルワークに関する知識・技術を向上していくことが求められる。

そのために保育士養成課程においては、2002年度入学生より「家族援助論」の新設、「社会福祉援助技術(演習)」の教授内容の明確化などが図られているが、その内容をより一層深めていくとともに、各保育士養成施設は、必修科目だけでなく選択科目等でソーシャルワークに関する知識・技術を強化するカリキュラムを検討していくことが必要である。近年四年制大学の保育士養成課程も増加してきているが(大島：2004：34-35)²⁾、限られた養成期間のなかで子どもに対する保育そのものの質の向上とソーシャルワークに関する知識・技術の向上をいかにして行うかは今後の大きな課題である。

また、保育所においても研修などにより職員のソーシャルワークに関する知識・技術の向上を図るなどの取り組みをしていくことが求められる。

VI. おわりに

本研究によって、保育所におけるソーシャルワーク援助の基盤となる連携の課題が明らかになった。保育所におけるソーシャルワーク援助は、保育所のみで展開できるものではなく、他機関・施設、さらには地域

住民との連携があって効果的に展開されていくものである。今後の保育士には、子どもに対する保育およびその保護者に対する援助だけでなく、地域全体を視野に入れた援助を展開していくことが必要であり、そのためにもソーシャルワーク援助の基盤となる連携の課題に取り組み、またソーシャルワークに関する知識・技術を向上していくことが期待される。

注

1) 本調査は、地域の子育て環境づくりに向けて、現在保育所がどのような取り組みをなさっているか、保育者を養成する側がどのような取り組みをすべきか、その課題を明らかにすることを目的として、「地域の子育て環境づくりに向けての保育者養成における可能性と将来展望に関する学際的基礎研究」の一環として実施したものである。奈良県下の認可保育所およびへき地保育所すべてを対象に2003年2月に郵送法にて実施した。回収率は42.7%であっ

た。

2) 2003年度における四年制大学による保育士養成は全養成施設(養成校)415校のうち89校の21.4%、入学定員で15.5%を占めている。

文献

- 柏女霊峰監修・全国保育士会編(2004)『全国保育士会倫理綱領ガイドブック』全国社会福祉協議会。
- 大島恭二(2004)「増え続ける保育士養成校」『保育の友』第52巻第14号, pp.34-35。
- 山縣文治(2002)『現代保育論』ミネルヴァ書房。
- 全国保育協議会編(2004)『保育年報2004』全国社会福祉協議会。
- 全国保育協議会編(2003)『保育年報2003』全国社会福祉協議会。
- 全国保育協議会編(2002)『保育年報2002』全国社会福祉協議会。